



滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第5次・原案）の概要

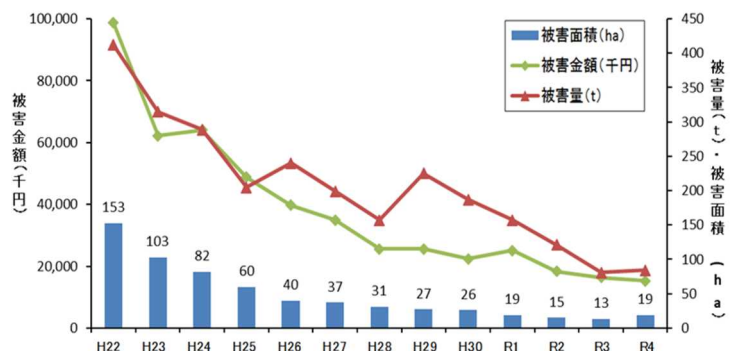
現 状

○分布・生息状況

- ・県内に生息するサルの群れは琵琶湖をとりまく山地全体にほぼ切れ目なく群れが分布し、11の市町において、群れが134、生息数は約5,200頭と推定された。

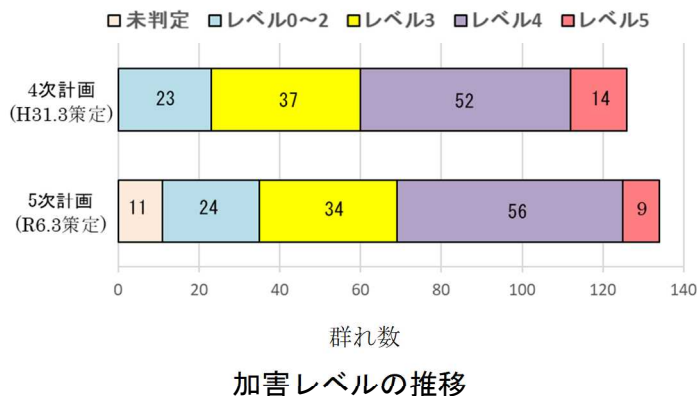
○被害状況

- ・主な被害は農作物被害と生活環境被害。
- ・農作物被害金額は減少傾向が続いているが、近年は下げ止まりの状況である。
- ・過疎化・高齢化が進んでいる地域をはじめとし、家屋への侵入、屋根の破損や人への威嚇等の生活環境被害が発生している。



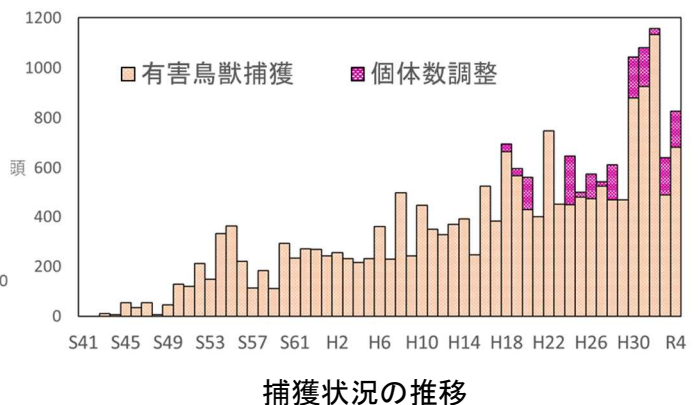
○群れの悪質度（加害レベル）

- ・悪質度が最も高い加害レベル5の群れは減少したものの、県内全体の加害レベルの平均値はほぼ横ばいの状況である。



○捕獲状況

- ・市町において有害鳥獣捕獲、個体数調整による捕獲を実施している。



計画期間

令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日

計画の実施区域

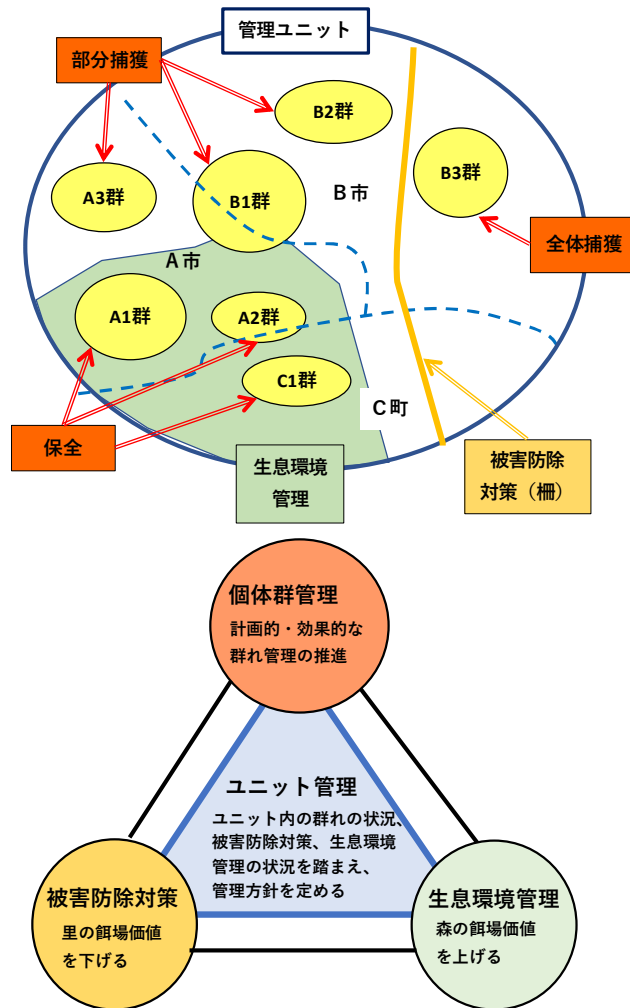
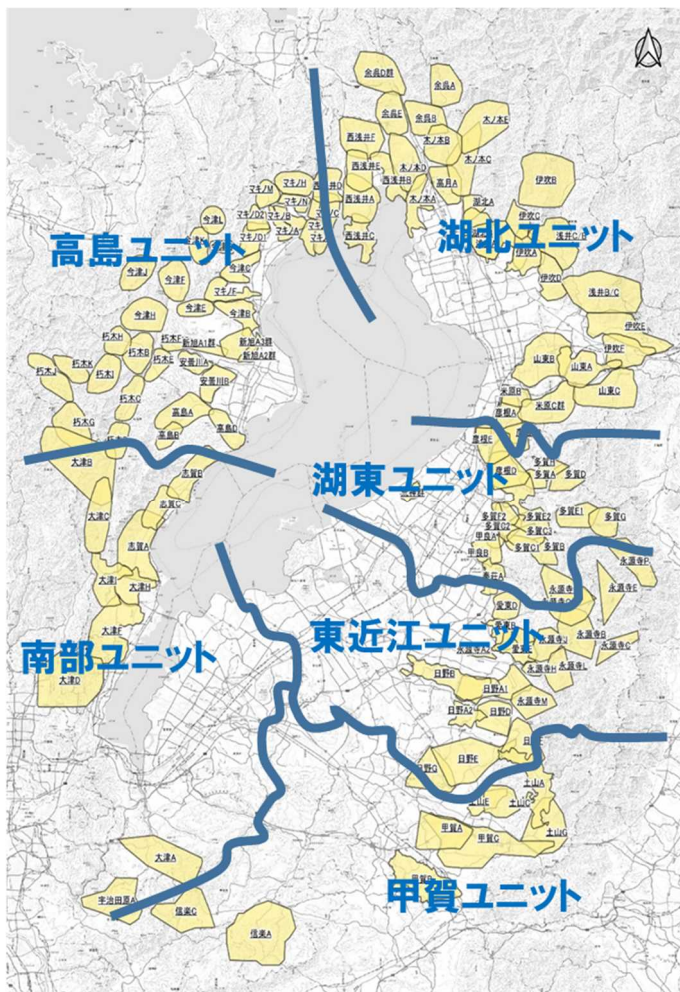
県全域

管理の目標

- ・人身被害を防止し、農作物や生活環境への被害を減少させ、人とサルの軋轢を緩和する。
- ・適切な群れの管理と地域主体の被害防除を組み合わせ、加害レベル5の群れをなくし、加害レベル4の群れを減らし、県内全体の加害レベルを下げる。
- ・県内の個体群を保全する。

計画のポイント

- サルは適切な施策によって人との棲み分けが可能な動物である。そのため、生息状況や被害状況等に応じた形で、「**個体群管理**」「**被害防除対策**」「**生息環境管理**」を総合的に実施することで、被害を低減させることを基本とする。
- 加えて、近年の過疎化・高齢化等の社会構造の変化により、被害防除対策の実施が困難となる集落もある中、従来の個々の群れに対する対策だけでは効果が十分に見込めないことを踏まえ、県内を6つに区分する管理ユニットを設定し、ユニット内の群れの分布や加害レベル、被害防除対策や生息環境管理の状況を考慮した対策を広域に検討し、計画的かつ効率的に総合的な対策を進める（ユニット管理）。



個体群管理 計画的かつ効果的な群れの管理を推進する。

- ・加害レベルや群れの大きさ等に応じて、個体数調整（部分捕獲、全体捕獲）や有害鳥獣捕獲を、個体群の保全も考慮し適切に選択する。

被害防除対策 里の餌場価値を下げる。

- ・地域ぐるみによる総合的対策に取り組む。
- ・地域住民が中心となり行政と連携し集落環境点検を行い、サルが出没する原因を排除し、あわせて出没しにくい環境づくりを行う。

生息環境管理 森の餌場価値を上げる。

- ・サルの生息地の中心となる広葉樹林を可能な限り減少させないようにし、針葉樹林を針広混交林へ誘導するなど、サルのエサが多い多様な自然植生の保全・整備に努める。